

## 訴状チェック表（離婚訴訟用） 代理人用

大阪家庭裁判所家事第3部人事訴訟係

離婚訴訟を提起される方は、訴状提出前にこのチェック表を利用してください。

### ◎ 訴状の記載について

#### ○ 当事者の表示

- ☐ 当事者の本籍地・氏名の記載が戸籍と一致しているか
- ☐ 当事者の住所に間違いはないか、管轄はあるか

#### ○ 請求の趣旨

- ☐ 親権者指定の申立てがあるか
- ☐ 慰謝料請求、財産分与としての金銭請求は、分けて記載されているか
- ☐ 遅延損害金の起算日は適正か、不相当な仮執行宣言を求めているか

#### ○ 請求の原因

- ☐ 根拠条文の記載があるか（民法770条1項の何号に該当するのか）
- ☐ 別居開始日の記載があるか
- ☐ 親権者指定についての記載があるか
- ☐ 損害賠償請求についての主張は明確か（離婚に伴う慰謝料か、個別の不法行為に基づく損害賠償か）
- ☐ 調停前置についての記載があるか（家裁名、事件番号、終了日等）
- ☐ （涉外）国際裁判管轄（人訴法3条の2第7号の場合に限ります）及び準拠法についての記載があるか

#### ○ 別紙

- ☐ （年金分割）年金分割のための情報通知書の写しは添付されているか（別途、原本の提出は必要となります）
- ☐ （財産分与）財産目録は添付されているか、記載に間違いはないか ※

◎ 書証

- ☐ （養育費）源泉徴収票、課税証明書など最新の収入資料はあるか
- ☐ （財産分与）不動産登記事項証明書、評価証明書等の財産の資料はあるか
- ☐ （公示送達事案）原告の陳述書、15歳以上の子の陳述書はあるか
- ☐ 証拠説明書はあるか

◎ 添付書類

- ☐ 委任状は訴訟用のものか
- ☐ 戸籍記載事項証明書の原本は3か月以内のものか
- ☐ （年金分割）年金分割のための情報通知書の原本は、1年以内に提供を受けたものか
- ☐ 大阪家庭裁判所本庁以外で調停をした場合、調停終了証明書はあるか
- ☐ （訴訟救助）生活保護を受給されている場合は当該証明書、それ以外の場合  
は収入（源泉徴収票又は給与明細の3か月分）及び預貯金通帳（3か月分）の  
疎明資料はあるか（法テラスの扶助決定のみでは不十分です）※

◎ 訴え提起手数料

- 離婚請求と損害賠償請求の併合請求の訴額は多額の一方による
- 離婚事件における親権者指定の申立てについては、手数料は不要
- 附帯処分
  - ☐ （養育費）1,200円に子の人数を乗じた額
  - ☐ （財産分与）請求の価額に関係なく一律1,200円
  - ☐ （年金分割）情報通知書1通につき1,200円

◎ 離婚に伴う慰謝料請求及び財産分与の申立てについて

いずれも、離婚が成立したとき、すなわち離婚認容判決確定から債権が発生するものと解されています。したがって、離婚に伴う慰謝料請求及び財産分与の申立てについては、附帯請求の起算日を訴状送達の日翌日としたり、仮執行宣言を求めたりすることは相当ではありません。

◎ 準拠法が外国法となる場合

参考資料として当該外国法の条文（和訳を含む。）を添付してください。

※書式などは当庁のホームページに掲載しています。